



PwCベトナムニュースブリーフ

# みなし輸出入取引に関する 新法

2025年6月





# ご一読ください

2025年6月25日、国会は、関税法およびVAT法の両方において、みなし輸出入取引(ICEI)に関する規定の改正案を承認しました。これらの改正は2025年7月1日から施行されます。

---

# 主な変更

## 関税法の改正

- ICEI製品とは、ベトナム企業と外国貿易業者との間の契約に基づきベトナム国内で授受される物品を指します。これには、売買契約、契約製造、委託製造、リース／貸借契約が含まれます。
- 現在三者間売買取引に適用されていた、外国貿易業者がベトナム国内に「拠点を有していない」という要件が撤廃されます。
- 改正法は、施行日時点で登録済みだが通関手続きを待っている税関申告書に適用されます。

これらの変更は、ICEI取引が法律レベルで正式に認められることを意味し、VATゼロ課税の適格性を確認する上で、重要かつ歓迎すべき前進となります。

## VAT法の改正

- 第9条が改正され、VATゼロ課税の対象となる輸出品の定義が「国内輸出品」を含むように拡大されました。
- この改正により、今後、国内輸出品にVATゼロ課税を適用するための明確な法的根拠が提供されます。過去にVATゼロ課税が争われた貨物については、さらなる対応および検討が必要です。



# お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

## ハノイオフィス :



**今井 慎平 / Shimpei Imai**  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com



**金原 悠也 / Yuya Kimpara**  
マネージャー  
+84 35 585 0051  
kimpara.yuya@pwc.com

## ホーチミンオフィス :



**杉本 有里 / Yuri Sugimoto**  
マネージャー  
+84 90 694 4533  
sugimoto.yuri@pwc.com



**武田 勇人 / Takeda Yuto**  
マネージャー  
+84 70 387 9788  
takeda.yuto@pwc.com



[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)